

士幌町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

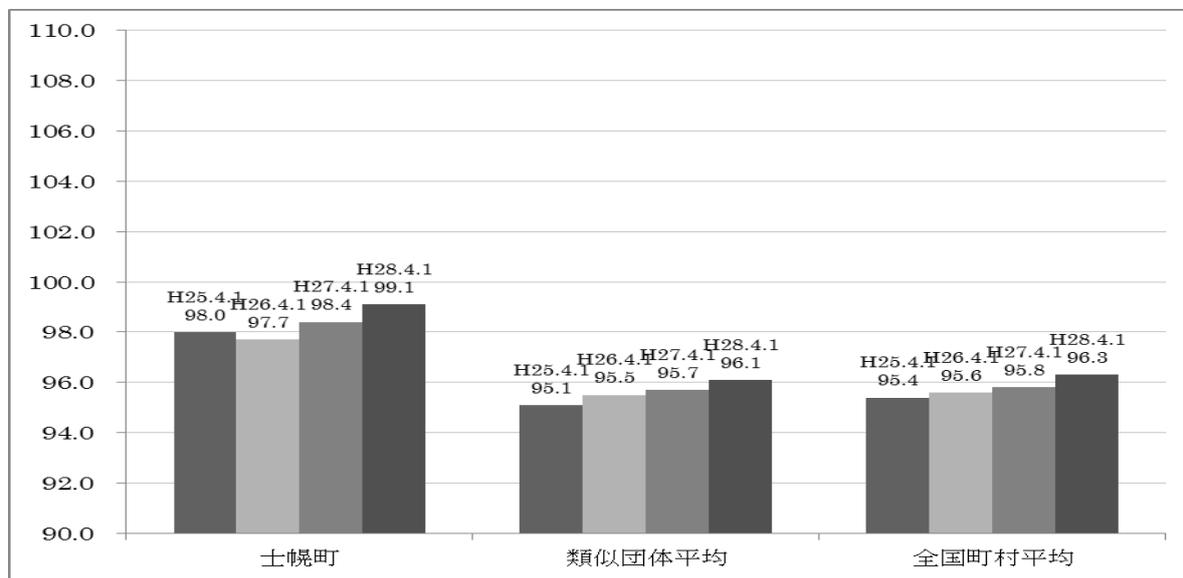
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 6,326	千円 7,297,919	千円 200,767	千円 1,296,173	% 17.8	% 18.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 132	千円 549,776	千円 131,266	千円 210,831	千円 891,873	千円 6,756	千円 5,623

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

年齢区分、経験年数区分の異動によるもの。

(4) 給与改定の状況（※本町に人事委員会がないため該当なし）

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）地域手当が出される地域に在勤する職員について国基準どおり、士幌町も引き上げ。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

特に無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
士幌町	42.8歳	321,690円	374,604円	338,199円
北海道	44.8歳	333,069円	400,645円	376,425円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.8歳	307,432円	353,054円	336,977円

②技能労務職 ※該当無し

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		士幌町	北海道	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区分		10年～15年未満	20年～25年未満	25年～30年未満	30年～35年未満
一般行政職	大学卒	287,500円	367,400円	380,100円	404,100円
	高校卒	—	326,900円	357,200円	391,100円

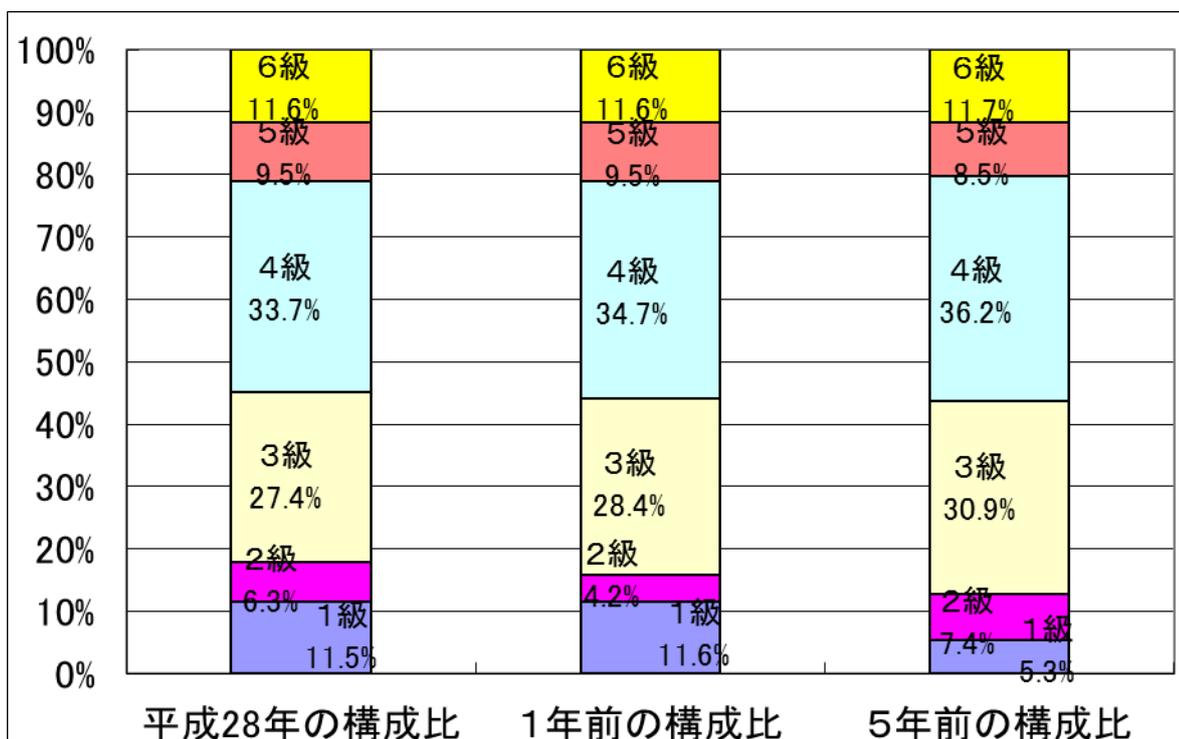
一般行政職経験年数10年～15年未満の高校卒は該当者がいないため空欄とした。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	技師、主事	11人	11.5%	140,100円	246,100円
2級	技師、主事	6人	6.3%	190,200円	303,000円
3級	主任、担当主査	26人	27.4%	226,400円	348,800円
4級	係長、技術主任、主査、担当主査	32人	33.7%	259,900円	384,600円
5級	課長、技術長、事務局長、事務長、主幹	9人	9.5%	286,200円	391,800円
6級	会計管理者、課長、施設長、事務局長、事務長、所長	11人	11.6%	317,000円	409,000円

- (注) 1 士幌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 28 年度中における運用	士幌町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ. 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

士 幌 町	北 海 道	国
1 人当たり平均支給額 (27年度) 1,467 千円	1 人当たり平均支給額 (27年度) 1,626 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

実施していない。

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

士 幌 町	国
(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定年 25.55625 月分 勤続 20 年 20.445 月分 勤続 25 年 29.145 月分 勤続 35 年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) 1人当たり平均支給額 575千円	(支給率) 自己都合 20.445 月分 応募認定・定年 25.55625 月分 勤続 20 年 20.445 月分 勤続 25 年 29.145 月分 勤続 35 年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) 15,353千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			—

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			28,087千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			936,240円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）			15.9%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （27年度決算）	左記職員に対する 支給単価
レントゲン取扱手当	放射線技師	エックス線の放射作業に従事する者	168千円	月額7,000円
伝染病防疫作業手当	保健衛生関係者等	伝染病患者等の救護、伝染病菌の付着した物	0千円	従事した1日当たり 290円
医師研究研修手当	町国保病院に勤務する医師	研究及び研修のため医師研究研修	21,220千円	月額640,000円
老人施設医務手当	町国保病院に勤務する医師	町立特別養護老人ホームの診療業務に従事	0千円	月額25,000円
特殊業務手当	町特別養護老人ホームの介護に従事する者	職員で勤労環境等著しく特殊な職に対し	797千円	月額8,300円
夜間看護業務手当	看護業務に従事する職員	深夜に従事したとき	5,902千円	1回6,800円
夜間看護補助業務手当	看護補助業務に従事する職員	深夜に従事したとき	0千円	1回6,600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	37,047千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	247千円
支給実績（26年度決算）	36,508千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	183千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 1人(配偶者扶養)6,500 円 1人(配偶者無)11,000 円 15歳の誕生日後の最初の4月1日から22歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間にある子供については(特定加算)、上記の金額に1人につき5,000円加算	同		千円 21,902	円 243,355
住居手当	家賃の額が3,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて26,000円を限度に支給 持ち家の場合15,000円(新築5年間17,500円)支給	異	自宅、借家ともに国と異なる	千円 27,979	円 216,889
通勤手当	通勤距離が片道2Km以上の職員が対象 公共交通機関利用の場合、月額換算55,000円を限度 自家用車等を使用の場合通勤距離に応じて3,000円～18,900円	異	支給区分、支給額とも国と異なる	千円 9,123	円 126,704
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、給料月額に100分の10以内	異	国は定額	千円 18,908	円 590,886
管理職特勤手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に勤務1回につき、12,000円を超えない範囲	同		千円 204	円 11,333
産業教育手当	土幌高等学校に勤務する教員職員で、農業又は工業に関する課程において実習をともなう農業又は工業に関する科目について、当該科目を担当する教諭、助教諭その他の学校職員の職務を助ける場合教員は、給料月額に100分の10(定時制通信教育手当を受ける者は、100分の6)実習助手は、給料月額に100分の7			千円 4,930	円 308,130
特勤勤務手当	交通その他生活の著しく不便な地域に所在する事務所及び事業所に勤務する職員で、通勤手当の支給がない者 2級地100分の8	同		千円 23,015	円 767,155
寒冷地手当	世帯区分に応じて次のとおり(月額) 扶養親族のいる世帯主 26,380円 扶養親族のない世帯主 14,580円 その他の職員 10,340円	同		千円 20,118	円 95,344
宿日直手当	1回につき 4,200円 〃(特養介護士) 7,000円 〃(病院医師) 20,000円	同		千円 6,697	円 334,830

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	750,000 円	((参考) 類似団体における最高/最低額	
		— 円)		817,000 円 /	378,500 円
副 町 長	副 町 長	620,000 円	(678,100 円 /	
		— 円)		471,000 円	
報 酬	議 長	310,000 円	(364,000 円 /	
		— 円)		220,000 円	
	副 議 長	245,000 円	(285,000 円 /	
		— 円)		177,000 円	
	議 員	195,000 円	(263,000 円 /	
		— 円)		143,000 円	
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)			
	副 町 長	4.20 月分			
	議 長	(27年度支給割合)			
	副 議 長	4.20 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	退職日の給料月額×5.126×在職期間	15,378,000円	任期毎	
		退職日の給料月額×3.234×在職期間	8,020,320円	任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

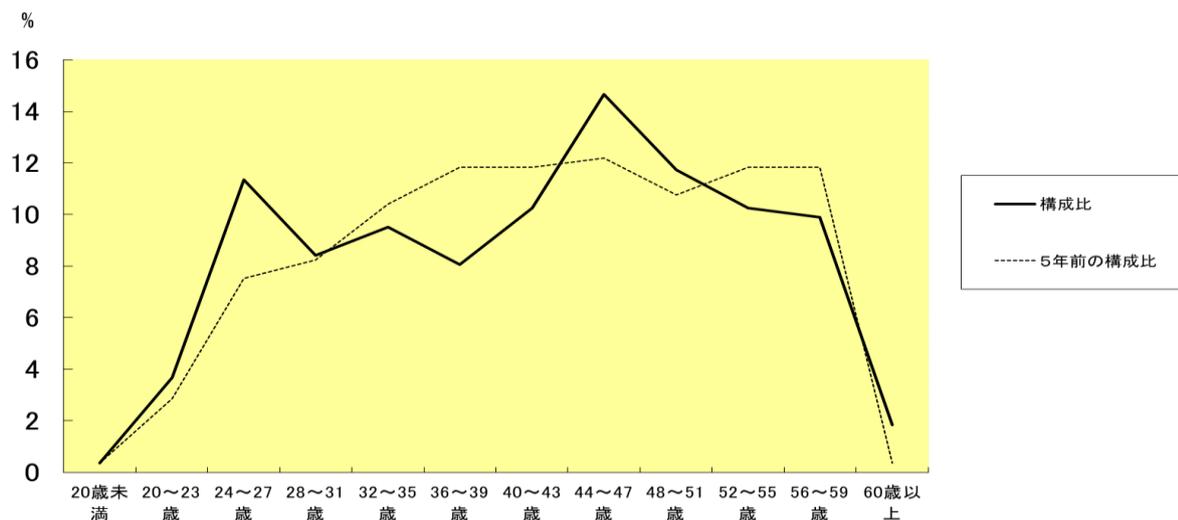
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	22	21	-1	業務増による配置換え
	税 務	7	7	0	
	農 林 水 産	15	16	-1	事務の統廃合縮小
	商 工	3	4	-1	業務縮小による配置換え
	土 木	7	9	-2	欠員不補充
	民 生	35	36	-1	事務の統廃合縮小
	衛 生	8	7	1	業務増による増員
	計				<参考> 人口1万人当たり職員数 158.08 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 126.84 人)
	教 育 部 門	49	50	-1	事務の統廃合縮小
	小 計				<参考> 人口1万人当たり職員数 235.54 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 153.09 人)
		149	153	-4	
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	55	56	-1	欠員不補充
	水 道	3	3	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	65	66	-1	退職不補充
	小 計	124	126	-2	
	合 計	273	279	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 431.55 人
		[285]	[285]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(臨時職員(定数外)70人含む。)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	31人	23人	26人	22人	28人	80人	32人	28人	27人	5人	273人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	92	99	104	105	103	100	8 (8.7%)
教育	58	56	53	53	50	49	-9 (-15.5%)
普通会計計	150	155	157	158	153	149	-1 (-0.7%)
公営企業等会計計	130	128	133	129	126	124	-6 (-4.6%)
総合計	280	283	290	287	279	273	-7 (-2.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。